

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年7月3日

佐賀県土地開発公社・道路公社 理事長 平尾 健

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県土地開発公社・道路公社事務室移転に伴う物品運搬等業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 佐賀県土地開発公社・道路公社事務所移転に伴う物品運搬等業務委託仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 履行場所 (移転前) 佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎2階及び倉庫
(移転先) 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的

に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び提出資料を令和7年7月14日(月)午後5時までに、下記8の(8)の部署あてに持参(土曜日及び日曜日を除く。)又は郵送してください。(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着。)

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 営業概要書(様式第2号)

ウ 同種業務の実施実績調書(様式第3号)

エ 上記2(1)に記載する許可証の写し

オ 業務体制表(責任の分担がわかるように記載すること)(様式任意)

(2) 申請書様式等の入手方法

申請書様式等については、令和7年7月3日(木)から令和7年7月14日(月)までの期間に佐賀県道路公社ホームページに掲載するとともに、下記8の(8)の部署で随時交付します。(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出された関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

なお、「競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

4 入札参加資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。

(1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき

(3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき

(4) 自己又は自社の役員等が、2の(6)のアからキまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき

(5) その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき

5 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月18日(金)までに通知します。

6 仕様等に対する質疑応答

- (1) 仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和7年7月8日(火)の午後5時までに、下記8の(8)の部署に電子メールで送信してください。
- (2) 質問に対する回答は、令和7年7月10日(木)までにホームページ上で行います。

7 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 日 時 令和7年7月28日(月) 午後2時
- (2) 場 所 佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎2階 22号会議室
- (3) 提出方法 入札は、入札者が入札書(別紙様式4)を直接持参し行います。
- (4) 開 札 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行います。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定に基づき、見積もった金額に見込数量を乗じて得た金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積総額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- ② 2に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している場合(履行証明書等を提出すること。)

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約総額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約総額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している場合(履行証明等を提出すること。)

(2) 入札方法に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状(別紙様式5)を提出してください。

入札書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札金額の内訳において積算誤りがある者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定に当たっては、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない公社職員にくじを引かせることにします。

ウ 開札した場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行います。

エ 再入札の執行回数は、二回（一回目の入札を含め三回）を限度とします。

オ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 代金の支払い

業務が完了し検査合格後、請求書の提出があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(8) 契約内容を示す場所、問合せ先

郵便番号 849-0925

佐賀市八丁畷町8-1 佐賀県総合庁舎2階

佐賀県土地開発公社・道路公社 経営管理課 田邊

電話 (0952) 20-2040 FAX (0952) 20-2043

E-mail : zennchiren@vip.saganet.ne.jp